

# I G Lヘルパーステーションベルビュー広島

(障害福祉サービス・移動支援サービス)

## 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 I G L 学園福祉会が開設する I G L ヘルパーステーションベルビュー広島（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス事業（居宅介護及び重度訪問介護及び地域生活支援事業（移動支援事業））（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な障害福祉サービス等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言及びその他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。

2 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村や他の障害福祉サービス事業等を行う者、その他の保健医療サービス、福祉サービスを提供する者との連携を図るとともに、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 I G L ヘルパーステーションベルビュー広島
- (2) 所在地 広島市中区舟入南一丁目8番8号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 5名

各サービス提供責任者は、事業所に対する居宅サービスの利用申込みに係る調整、居宅介護従業者等に対する技術指導を行うほか、そのサービスに係る個別の支援計画を作成し、その後継続的な評価を実施しながら、利用者の意向や心身の状況の変化時、受給者証の更新時など少なくとも1年に1回以上の見直しを行い、利用者又はその家族にその内容を説明する。

- (3) 居宅介護従業者 2. 5名以上（常勤換算）

居宅介護従業者は、支援計画等に基づき、障害福祉サービス等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで  
休業日 日曜日、1月1～2日
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで (サービス提供は24時間とする)
- (3) 上記の営業時間のほか、電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所において、提供する障害福祉サービス等の主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者
- (5) 難病等対象者

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、広島市内の中区全域・西区全域・湯来町を除いた佐伯区の区域・安佐南区の一部の区域(大塚東、大塚西、伴南)・南区の一部の区域(大須賀町、松原町、京橋町、稲荷町、的場町、金屋町、松川町、比治山町、比治山本町、段原町、段原南、皆実町、宇品西、宇品御幸、西翠町、宇品神田、宇品東、翠、出汐、西旭町、西蟹屋、西荒神町、東荒神町、猿猴橋町、南蟹屋)とする。

(指定障害福祉サービス等の内容)

第8条 この事業所が提供する指定障害福祉サービス等の内容は次のとおりとする。

- (1) 支援計画等の作成
- (2) 身体介護に関する内容
  - ア 食事の介護
  - イ 排泄の介護
  - ウ 入浴の介護
  - エ その他の日常生活を営むために必要な身体の介護
  - オ 通院介助(身体介護を伴う場合)
- (3) 家事援助等に関する内容
  - ア 調理
  - イ 洗濯
  - ウ 掃除
  - エ その他の日常生活を営むために必要な家事の援助
  - オ 通院介助(身体介護を伴わない場合)
- (4) 生活等に関する相談及び助言
- (5) その他の生活全般にわたる援助
- (6) 重度訪問介護
  - ア 食事の介護
  - イ 排泄の介護
  - ウ 入浴の介護

- エ 調理・洗濯・掃除
- オ その他の日常生活を営むために必要な身体の介護
- カ 通院介助（身体介護を伴う場合）

#### （７）移動支援事業

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、指定決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けものとする。

3 移動支援事業に係る利用者負担額については、実施市町村の規定により支払を受けものとする。

4 事業所は、次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域において障害福祉サービスを行う場合は、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合は次の額を徴収することができる。

事業所からの総走行距離1キロメートルにつき30円を乗じ、円未満を切り捨てる。

5 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者等（移動支援事業を利用する障害者又は障害児の保護者を含む。以下、本項及び次項においても同じ。）に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

6 第1項から第4項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対応する。

- （１）必要に応じて協力病院等を受診し治療を受ける
- （２）家族等へ事故の内容、状況を報告する
- （３）必要に応じて警察へ連絡する
- （４）状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- （５）事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- （６）事業所の障害福祉サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

（緊急時における対処方法）

第11条 事業所の従業者は、障害福祉サービス等の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（苦情解決）

第12条 提供した障害福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

苦情への適切な対応のため、当事業所の従業者及び管理者以外の者が関与する苦情解決体制を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した障害福祉サービス等に関し、法令等の定めるところにより、市町又は県が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町又は県が行う調査に協力するとともに、市町又は県から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(虐待の防止)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者には、管理者を充てる
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (6) 虐待の防止のための指針を整備する

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。（虐待の防止のための措置に関する事項）

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業者及び管理者の資質の向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 1年 2回

2 従業者は正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、障害福祉サービス等を提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は社会福祉法人 I G L 学園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(施行)

第17条 この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この規程の一部を、平成24年7月1日より改定する。

2 この規程の一部を、平成25年4月1日より改定する。

3 この規程の一部を、平成26年4月1日より改定する。

4 この規程の一部を、平成26年10月1日より改定する。

5 この規程の一部を、平成27年4月1日より改定する。

6 この規程の一部を、平成27年8月1日より改定する。

7 この規程の一部を、平成28年9月1日より改定する。

8 この規程の一部を、平成29年8月1日より改定する。

9 この規程の一部を、平成29年10月1日より改定する。

10 この規程の一部を、平成30年2月1日より改定する。

11 この規程の一部を、平成30年5月1日より改定する。

12 この規程の一部を、平成30年8月1日より改定する。

13 この規程の一部を、平成30年11月1日より改定する。

14 この規程の一部を、令和2年1月1日より改定する。

15 この規程の一部を、令和2年4月1日より改定する。

16 この規程の一部を、令和2年12月1日より改定する。

17 この規程の一部を、令和3年10月1日より改定する。

18 この規程の一部を、令和4年4月1日より改定する。

19 この規程の一部を、令和4年5月1日より改定する。

20 この規程の一部を、令和5年1月1日より改定する。

21 この規程の一部を、令和6年4月1日より改定する。